

dカードなら機会の多い、国内での出張や旅行にも安心の保険サービスも付帯。
旅先での不慮の事故をサポートする国内旅行傷害保険に、ご利用航空機の遅延などによって生じた思わぬ費用を補償する国内航空便遅延費用特約がセットになった、ビジネス・レジャーに役立つ保険サービスです。

補償の対象者：dカードをご契約中の本会員様・家族会員様

補償期間：dカード会員として登録された日の翌日以降の会員期間

補償の対象：国内旅行傷害保険

1) 公共交通乗用具^(※)に乘客として搭乗中に被った傷害

(※)「公共交通乗用具」とは、航空法、海上運送法等に基づき、それぞれの事業を行う機関によって運行される航空機、船舶等の公共交通機関をいいます。

2) 旅館、ホテルなどに宿泊客として滞在中に火災・破裂・爆発によって被った傷害

3) 宿泊を伴う主催旅行^(※)に参加している間に被った傷害

(※) dカードの会員ご本人さまが参加する募集型企画旅行(バック旅行)を示します。

国内航空便遅延費用特約

4) 国内航空便の遅延・欠航や、手荷物配達遅延・紛失などで負担した宿泊料、食事代などの一定の費用

補償の条件：1) 公共交通乗用具に乘客として搭乗中に被った傷害

あらかじめdカードで公共交通乗用具の搭乗費用等をお支払いいただく必要があります。

2) 旅館、ホテルなどに宿泊客として滞在中に火災・破裂・爆発によって被った傷害

次のいずれかに該当する必要があります。

A) カード加盟店で、旅行者(旅行者代理業者を含みます)が提供するノークーポンシステム^(※)を利用してdカードでお支払いいただくこととして宿泊施設のご予約をいただいた場合。

B) カード加盟店で、ノークーポンシステム^(※)によらずに宿泊施設の予約を行い、かつその代金をチェックイン前にdカードでお支払いいただいた場合。

(※) ノークーポンシステムとは、カード加盟店である旅行者(旅行者代理業者を含みます)に対してdカード会員であることおよびdカードにより宿泊施設の代金を支払うことを告知して、宿泊施設の予約を行うシステムをいいます。

3) 宿泊を伴う主催旅行に参加している間に被った傷害

あらかじめdカードで主催旅行参加費用をお支払いいただく必要があります。

4) 国内航空便の遅延・欠航や、手荷物配達遅延・紛失などで負担した宿泊料、食事代などの一定の費用

あらかじめdカードで航空便の搭乗費用をお支払いいただく必要があります。

取扱保険代理店：株式会社NTTドコモ

幹事引受保険会社：東京海上日動火災保険株式会社

担保項目および保険金額		dカード
		本会員/家族会員
国内旅行傷害保険	傷害死亡保険金	1,000万円
	傷害後遺障害保険金	程度により40万円～1,000万円
	入院保険金	3,000円(日額)
	通院保険金	1,000円(日額)
	手術給付金	入院保険金日額の5倍または10倍
国内航空便遅延費用特約	乗継遅延による宿泊・食事費用	2万円
	手荷物遅延による衣類・生活必需品購入費用	1万円
	手荷物紛失による衣類・生活必需品購入費用	2万円
	出航遅延・欠航による食事費用	1万円

■事故のご報告は
東京海上日動dカード保険デスク



0120-619-360

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※フリーダイヤルをご利用いただけない場合 03-3946-1386
※海外からのご連絡は +81-3-3946-1386

受付時間/午前9:00～午後8:00
(土・日・祝・年末年始休)

■保険の内容についてくわしくは
ドコモdカード保険デスク



0120-144-412

※携帯電話・PHSからもご利用いただけます。
※フリーダイヤルをご利用いただけない場合 03-6231-1636
※海外からのご連絡は +81-3-6231-1636

受付時間/午前10:00～午後6:00
(土・日・祝・年末年始休)

【保険金請求の方法】

- ・下記一覧にある必要な書類をご手配ください。
- ・事故の起きた日を含めて30日以内に、東京海上日動dカード保険デスクまで事故の内容をご報告ください。

	死亡保険金	後遺障害 保険金	入院 保険金	通院 保険金	航空便 遅延費用
保険金請求書	◎	◎	◎	◎	◎
医師の診断書		◎	○	○	
治療費の明細書・領収書			○	○	
死亡診断書	◎				
事故証明書	○	○	○	○	
航空便遅延証明書					◎
支出を証明する書類					◎
除籍謄本・戸籍謄本	◎				
委任状	◎				
売上票(お客様控え)	◎	◎	◎	◎	◎

※◎印は必ず必要な書類です。○印は場合によって必要となる書類です。

※医師の診断書の取付については、保険会社の事故処理担当者にご相談ください。なお、診断書料については保険金支払いの対象外となります。

【担保内容】

種類	保険金額		保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金	お支払いできない主な場合
	dカード	会員ご本人様			
傷害	死亡	1,000万円	(1)公共交通乗用具に乗客として搭乗中 (2)旅館、ホテルなどに宿泊客として滞在中の火災・破裂・爆発 (3)宿泊を伴う主催旅行に参加している間 上記(1)～(3)で傷害を被り、その傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合。	死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者または保険金受取人の故意によるケガ ・けんかや自殺・犯罪行為を行うことによるケガ ・無免許運転、酒気帯び運転、麻薬等を使用している運転中に生じた事故によるケガ ・脳疾患、疾病、心神喪失によるケガ ・妊娠、出産、流産、外科的手術などの医療処置(保険金額が支払われるケガを治療する場合を除きます。)によるケガ ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波によるケガ ・戦争、内乱、暴動などによるケガ ・核燃料物質の有害な特性などによるケガ ・ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、リュージュ、ポプスレー、ハンググライダーなどの危険な運動中のケガ ・自動車等による競技や試運転等を行っている間のケガ ・他覚症状のないむちうち症および腰痛
	後遺障害	程度に応じ 40万円 ～1,000万円	上記(1)～(3)で傷害を被り、その傷害が原因で事故の日からその日を含めて180日以内に後遺障害を生じた場合。	後遺障害の程度に応じて、死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。	
	入院	3,000円 (日額)	上記(1)～(3)で傷害を被り、その傷害が原因で入院された場合。	入院の日数に対して1日につき入院保険金日額をお支払いします。ただし、事故日を含めて7日以降において入院が継続されている場合で、事故日よりその日を含めて180日を限度とします。	
	通院	1,000円 (日額)	上記(1)～(3)で傷害を被り、その傷害が原因で通院された場合。	通院の日数に対して1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、事故日を含めて7日以降において通院が継続されている場合で、事故日よりその日を含めて180日以内の通院に限り、90日限度とします。 また、平常の業務に従事することまたは平常の生活に支障がない程度に治ったとき以降の通院に対しては、保険金をお支払いしません。	
	手術 給付金	入院保険金日額の 5倍または10倍	上記(1)～(3)で傷害を被り、上記入院保険金支払われる場合で手術を受けられた場合。	手術の種類に応じて入院保険金日額の5倍または10倍をお支払いします。ただし、1事故につき1回に限りです。	
国内航空便遅延費用特約	乗継遅延	2万円限度	被保険者が航空便を乗り継ぐ場合において、乗継地点へ到着する被保険者の搭乗した航空便の遅延によって、乗継地点から出発する被保険者の搭乗する予定だった航空便に搭乗することができず、到着便の実際の到着時刻から4時間以内に出発便の代替となる他の航空便を利用できなかったとき。	被保険者が支出した費用(ホテル等客室料・食事代)を、1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。	<ul style="list-style-type: none"> ・被保険者の故意 ・保険金受取人の故意 ・戦争、その他変乱(テロ行為は除きます。) ・放射線照射、放射能汚染 ・地震、噴火またはこれらによる津波
	手荷物遅延	1万円限度	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから6時間以内に、被保険者が携行する身の回り品で、かつ、航空便の搭乗時に当該航空会社が運搬を受託した手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合。	被保険者が支出した費用(衣類購入費用・生活必需品購入費用)を、1回の事故につき1万円を限度にお支払いします。	
	手荷物紛失	2万円限度	被保険者が搭乗する航空便が予定していた目的地に到着してから48時間以内に受託手荷物が予定していた目的地に運搬されなかった場合。	被保険者が搭乗する予定だった航空便が予定していた目的地に到着してから96時間以内に被保険者が予定していた目的地において負担した費用(衣類購入費用・生活必需品購入費用)を、1回の事故につき2万円を限度にお支払いします。	
	出航遅延	1万円限度	被保険者が、搭乗する予定だった航空便について、出航予定時刻から4時間以上の出航遅延、航空便の欠航もしくは運休または当該航空会社の搭乗予約受付業務の停止による搭乗不能が生じ、当該航空便の出航予定時刻から4時間以内に代替となる他の航空便を利用できないとき。	出航地において、当該航空便の代替となる他の航空便が利用可能となるまでの間に被保険者が負担した食事代金を1回の事故につき1万円を限度にお支払いします。	

※上記の内容は概要を記載したものであり、実際のお支払いの可否は、別途普通保険約款および特約条項に基づきます。